市民活動推進委員会設置の経緯について

(1)第1期市民活動推進委員会の設置

市民活動推進センターの円滑な運営と市民活動の推進を図るため、「市民活動推進センター運営委員会」を設置(平成16年)し、市民活動推進センターの管理運営のあり方や市民活動まつり等の事業を実施してきた。

市民活動推進センター運営委員会での検討において「市民活動の更なる輪を広げ、連携体制を強化し、協働のまちづくりを推進する組織」を構築することが望ましいとの結論に至ったことから、市民活動推進センター運営委員会を発展的に廃止し、平成23年に「第1期市民活動推進委員会」を設置した。

第1期市民活動推進委員会の概要

設置目的	市民活動の推進及び市民等と市との協働を進める	
所掌	(1)市民活動団体と市が協働で実施できる事業の促進に関すること	
	(2)市民活動団体同士の連携・協力の推進に関すること	
	(3)市民活動の推進に係る関係機関の調整に関すること	
	(4)市民活動推進センターへの企画提案、評価に関すること	
	(5)その他市長が必要と認める事項に関すること	
委員構成	(1)推進センターの登録団体からの代表者	(2名)
	(2)推進センターの受託団体からの代表者	(1名)
	(3)有識者	(2名)
	(4)ボランティア関連からの代表者	(2名)
	(5)自治連合会からの代表者	(1名)
	(6)子ども関係団体からの代表者	(1名)
	(7)高齢者クラブ連合会からの代表者	(1名)
	(8)公募市民	(3名)
	(9)地区社会福祉協議会からの代表者	(1名)
	(10)市の職員	(1名)
任期	2年(平成23年5月10日~平成25年3月31日)	

(2)第2期市民活動推進委員会の設置までの経緯

